

道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性調査等業務委託
プロポーザル審査実施要領

1 件名

「道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性調査等業務委託」

2 目的

この実施要領は、道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性調査等業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者（契約候補者）をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別添「道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性調査等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年6月30日

※必要に応じて、本業務の成果について中間報告を行うものとする。

5 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

業務委託費 15,983,000円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

6 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

7 参加資格

応募する者は、以下のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 参加表明書の提出時点において、令和7年度及び令和8年度湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿（コンサルタント業務）に登録を有していること。
- (2) 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）において、地方公共団体の同種業務※1を直接受注し、完了した実績を有する者であること。

※1 同種業務とは、道の駅における「①仕様書で示す実施計画と同種の計画策定支援業務」及び「②民間活力導入可能性調査業務」のこと。

・①と②の両方の実績を有すること。（①と②の同時受注等は問わない）

・新設・再整備を問わない。

- (3) 配置予定技術者として、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を以下のとおり配置すること。

①管理技術者は、上記(2)の業務に直接携わった実績を有する者で、以下のいずれかに該当する資格を保有し、受注者と入札参加申請日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士
（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）

- ・技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士
（建設部門：都市及び地方計画）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士
- ・RCCM（都市計画及び地方計画）

②照査技術者は、上記(2)の業務に直接携わった実績を有する者で、受注者と入札参加申請日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼ねることができない。

③担当技術者は、上記(2)の業務に直接携わった実績を有する者で、受注者と入札参加申請日以前1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、担当技術者は、管理技術者、照査技術者を兼ねることができない。

(4) 湯沢市建設工事等入札参加者指名停止基準（平成17年湯沢市訓令第31号）による指名停止を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

8 募集方法

湯沢市ホームページにより募集を行う。

9 申込み方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要領で必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②会社概要（様式2）

③関連業務実績（様式3）

7 参加資格(2)に関連する業務名や業務概要等を記載するとともに、契約書の写しを添付すること。（直近10件までの記載を可とする。）

なお、様式3の記載にあたっては、「秋田県内」、「東北管内」、「その他（全国）」の順に記載すること。

④予定技術者調書（様式4）

本業務に配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について、氏名、所属、役職、分担業務及び当該業務と同種業務の実績等を記載すること。

⑤協力会社概要（様式5）

本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和7年7月25日（金） 正午必着

(4) 提出方法 「(5)の提出先」宛に直接持参又は郵送すること。

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課観光振興班

(6) 参加資格審査結果は、令和7年7月30日（水）までに書面を発送し通知する。

10 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年7月16日（水） 正午必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式6）に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

電話やFAX等による質問の受付は行わない。

メールアドレス（産業振興部観光・ジオパーク推進課観光振興班）kanko-gr@city.yuzawa.lg.jp

※件名を「道の駅プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(3) 質問に対する回答

回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和7年7月23日（水）までに、湯沢市ホームページ (<https://www.city-yuzawa.jp/>) にて公開する。

11 企画提案書及び見積書の提出

参加資格審査結果通知により、提案資格を有すると認められた者が、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

次の①～②の正本1部（会社印のあるもの）、副本10部（押印不要）を提出すること。

①企画提案書（様式7：参考様式）

②見積書（見積内訳書を含む）（任意様式）

見積書は税別表示とすること。また、見積内訳書は、仕様書「第4 業務内容」に即して作成すること。

(2) 企画提案書の記載に関する留意事項

別紙「企画提案書作成要領」のとおり

(3) 提出期限 令和7年8月20日（水） 正午必着

(4) 提出方法 (5)の提出先あてに直接持参又は郵送（配達完了が確認できる方法に限る。）すること。

※上記提出（紙媒体）のほか、①企画提案書については、「10質問の受付及び回答(2)」に記載のメールアドレスに電子データを送付すること。

(5) 提出先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課観光振興班

12 審査方法

審査は、道の駅おがち再整備事業に係る民間活力導入可能性調査等業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、各提案者から提出された企画提案書等をもとに審査及び評価を行う。

評価項目に応じて、各審査員の自己審査の集計を経て、得点が最上位のものを契約候補者として選定する。得点数が同点の場合は、見積額がより廉価であった事業者を契約候補者とし、さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

なお、応募者が1者の場合もプレゼンテーションを実施するが、選定については委員会で決定するものとする。

(1) プレゼンテーション審査

①審査実施日（予定日）

- ・令和7年8月26日（火）にプレゼンテーション審査（質疑応答含む）を実施する。
なお、審査の詳細については、別途通知する。

②審査方法

- ・提案書等により説明を受け、その内容を審査する。
- ・説明者は管理技術者予定者が行うものとし、30分程度（説明20分以内、質疑応答10分程度）の実施を予定する。なお、出席者は管理技術者予定者を含め、3人以内とする。

(2) 審査結果

- ・書面により通知する。
- ・選定されなかった者は、通知をした日から起算して5日（祝祭日を含める）以内に、非選定理由について書面（任意様式）で説明を求めることができる。なお、回答は書面により行う。

(3) 審査基準

- 別添「プロポーザル審査基準一覧」による。

13 業務委託契約

(1) 契約内容協議

- ①審査結果順位が1位の提案者と契約に向けた内容協議を行う。
- ②上記①の協議結果に応じた見積書を提出すること。見積書には数量と単価を記載した積算根拠となる明細書を添付すること。
- ③上記の協議が整わず契約締結まで至らない場合は、次順位の提案者と契約に向けた協議を行う。

(2) 契約の締結

①契約形態

- ・随意契約

②契約条件

- ・契約日時点において湯沢市建設工事等入札参加有資格者名簿（最新のもの）に登載されていること。

③契約金額

- ・提案上限額に記載された金額を上限とする。

④契約保証金

- ・湯沢市財務規則による。

⑤契約書作成の要否

- ・契約書を作成する。

⑥契約後の提出書類

- ・着手届
- ・業務計画書（工程表を含む。）
- ・管理技術者等選任届
- ・完了届
- ・仕様書に明記された納品物

⑦支払条件

- ・湯沢市の検収に合格すること。

14 失格要件

- (1) 応募資格を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなく

なった者による提案。

- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 本実施要領等における諸条件に違反した場合。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談した場合。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

15 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提案参加業者が1者のみであっても審査を行うものとする。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション等の参加に要した費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書、見積書等は返却しないものとする。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 契約の相手方として特定される前までは辞退できるが、書面による辞退届（任意様式）を提出しなければならない。なお、辞退を理由として以後の指名等において不利益な扱いを受けることはない。
- (7) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (8) 本業務は、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助金（国庫補助事業）の採択を受けて実施する予定である。

16 スケジュール（予定）

内 容	期 日 等
①公募開始（実施要領等公表）	令和7年7月3日（木）
②質問提出期限	令和7年7月16日（水） 正午必着
③質問回答期限	令和7年7月23日（水）
④参加申込書提出期限	令和7年7月25日（金） 正午必着
⑤参加資格審査結果通知	令和7年7月30日（水）
⑥企画提案書提出期限	令和7年8月20日（水） 正午必着
⑦企画提案書審査（プレゼンテーション審査）	令和7年8月26日（火）（予定）
⑧審査結果通知	令和7年8月下旬
⑨契約事前打ち合わせ	令和7年9月上旬
⑩契約締結	令和7年9月中旬

17 問い合わせ先

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市 産業振興部 観光・ジオパーク推進課 観光振興班 担当：阿部

電 話：0183-55-8180（班直通） F A X：0183-79-5057（部共通）

メールアドレス：kanko-gr@city.yuzawa.lg.jp